

地方財政法施行令等の一部を改正する政令案の概要について

総務省自治財政局

I. 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」による地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の一部改正に伴い、民間資金債に係る地方債届出制度を導入するため、協議不要対象団体の判定のための基準及び届出手続を定める等の所要の改正を行う。

II. 概要

1. 協議不要対象団体の判定のための基準

民間資金債の発行等の際し、総務大臣又は都道府県知事との協議が不要とされ、事前届出で足りるものとされる団体（協議不要対象団体）は、下記①から⑤までのすべての指標等について、政令で定める一定の基準を満たす団体とされているが、その政令で定める基準を以下のとおりとする。

- ① 実質公債費比率に係る基準
 - ・ 実質公債費比率が 16%未満の団体とする。
 - ・ ただし、経過措置として、平成 24 年度は、実質公債費比率が 14%未満の団体とする。
- ② 実質赤字額に係る基準
 - ・ 実質赤字額が 0 を超えない団体とする。
- ③ 連結実質赤字比率に係る基準
 - ・ 連結実質赤字比率が 0 を超えない団体とする。
- ④ 将来負担比率に係る基準
 - ・ 将来負担比率が、都道府県・指定都市にあっては 300%を、市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）にあっては 200%を超えない団体とする。

- ⑤ 協議不要基準額
- ・ 協議不要基準額は、当該地方公共団体の標準財政規模の額、法適用企業の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額及び法非適用企業の営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額の合算額を過去3カ年平均したものの25%とする。
 - ・ ただし、総務省令で定める地方債について当該地方公共団体が協議等をした額は協議不要基準額に加算する。
- ⑥ 地方公営企業の取扱い
- ・ 資金不足額が0を超えない法適用企業及び法非適用企業に係る地方債については、総務大臣又は都道府県知事との協議は不要とし、事前届出で足りるものとする。
- ⑦ 地方公共団体の組合の取扱い
- ・ 構成団体が全て協議不要対象団体の場合は、協議不要対象団体とする。

2. 届出手続

- ① 届出の相手方
- ・ 地方公共団体の行う地方債の届出の相手方は、都道府県・指定都市にあっては総務大臣、市区町村にあっては都道府県知事とする。
- ② 届出単位
- ・ 地方公共団体は、総務大臣が定める区分ごとに届出書を作成し、総務大臣又は都道府県知事が定める期間内に、総務大臣又は都道府県知事に届出を行う。
- ③ 届出事項
- ・ 地方公共団体は届出を行う場合は、法に規定する事項のほか、次の事項を届け出るものとする。
 - ア 地方債を財源として行う事業の経費の総額
 - イ アの財源内訳
 - ウ 資金の借入先
 - エ 年間の起債予定額の総額
 - オ 当該団体の決算の状況
 - カ その他参考となるべき事項
 - ・ 届出書の様式は、総務省令で定める。

- ④ 都道府県知事が受けた届出に係る総務大臣への報告
- ・ 都道府県知事が市区町村から届出を受けたときは、当該届出を取りまとめ、総務大臣が定める期間内に、総務大臣に報告する。

3. その他

- ① 決算未提出期間の取扱い
- ・ 決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間は、前年度の実質公債費比率、実質赤字額、連結実質赤字比率、将来負担比率、協議不要基準額（協議等額の加算部分を除く。）及び資金不足額を用いて、協議不要対象団体及び許可団体を判定することとする。
- ② 他政令の整備
- ・ 地方債届出制度の導入に伴い、他の政令の規定の整備を行う。

Ⅲ. スケジュール

平成24年1月下旬公布（予定）
平成24年3月31日施行（予定）
（平成24年度の地方債から適用）